

# 少量危険物・指定可燃物 の運用基準

明石市消防局

## 概要

### 1 趣旨

この運用基準（以下「運用基準」という。）は、明石市火災予防条例（昭和37年3月30日条例第10号）（以下「条例」という。）第31条から第35条の3まで及び第48条から第49条並びに第50条から第53条に規定する指定数量未満の危険物並びに指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準並びに貯蔵し、又は取り扱う設備の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

なお、この運用基準に定めのない事項については、明石市火災予防条例施行規則（昭和61年10月30日規則第36号。以下「規則」という。）の定めるところによるほか、明石市消防危険物規制事務審査基準（平成13年12月18日制定。以下「危険物審査基準」という。）の例による。

### 2 用語の定義

運用基準における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- (2) 「政令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (3) 「省令」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (4) 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- (5) 「危規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年總理府令第55号）をいう。
- (6) 「危告示」とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省令告示第99号）をいう。
- (7) 「規格省令」とは、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）をいう。
- (8) 「規則」とは、明石市火災予防条例施行規則（昭和61年規則第36号）をいう。
- (9) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (10) 「建基政令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- (11) 「JIS」とは、日本産業規格をいう。なお、この運用基準中にJISを引用して定めてい る技術上の基準については、当該JISの最新のものを適用する。

※ 本文中の「・・・指導する。」は行政指導の事項である。（文章末尾に◆を記載）。

## 目 次

### 少量危険物の運用基準

第1 総 則	1
1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の取扱い	1
2 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定	7
第2 指定数量未満の危険物貯蔵及び取扱いの基準 (条例第31条関係)	9
第3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの 技術上の基準 (条例第32条関係)	11
第4 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの 技術上の基準 (条例第32条の2関係)	12
第5 屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の 技術上の基準 (条例第32条の3関係)	30
第6 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の 技術上の基準 (条例第32条の3の2関係)	34
第7 タンク (地下タンク及び移動タンクを除く) で貯蔵し、又は取り 扱う場合の位置、構造及び設備の技術上の基準 (条例第32条の 4関係)	38
第8 地下タンクで貯蔵し、又は取り扱う場合の位置、構造及び設備の技術上 の基準 (条例第32条の5関係)	45
第9 移動タンクで貯蔵し、又は取り扱う場合の位置、構造及び設備の 技術上の基準 (条例第32条の6関係)	48
第10 類別ごとに共通する技術上の基準 (条例第32条の7関係)	63
第11 タンク等の維持管理 (条例第32条の8関係)	66
第12 適用除外 (条例第32条の9関係)	66
第13 同一場所で複数の危険物を取り扱う場合の基準 (条例第33条関係)	67
第14 基準の特例 (条例第35条の3関係)	67
第15 消火設備	68
第16 標識 (規則第5条関係)	69

## 目 次

### 指定可燃物の運用基準

第1 総則	1
1 品名及び数量	1
2 品名の区分	2
3 貯蔵又は取扱いについて	7
4 貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱いについて	8
5 貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定	8
第2 指定可燃物のうち、可燃性固体類及び可燃性液体類並びに 動植物油類の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（条例第34条関係）	10
第3 指定可燃物のうち、可燃性固体類以外の指定可燃物（綿花類等） の貯蔵及び取扱いの技術上の基準（条例第35条関係）	14
第4 別表第8で定める数量の100倍以上の再生資源燃料 （廃棄物固化化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類 又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合（条例第35条の2関係）	19
第5 基準の特例（条例第35条の3関係）	19